

福島ガス発電株式会社「福島天然ガス発電所設置計画環境影響評価書」  
に係る確定通知について

平成29年5月18日  
経 済 産 業 省

当省は、福島ガス発電株式会社「福島天然ガス発電所設置計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、福島ガス発電株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた福島ガス発電株式会社は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

計画段階環境配慮書受理	平成26年11月 4日
環境大臣意見受理	平成26年12月19日
経済産業大臣意見発出	平成26年12月26日

環境影響評価方法書受理	平成27年 5月 7日
住民意見の概要等受理	平成27年 6月24日
福島県知事意見受理	平成27年 9月18日
経済産業大臣勧告	平成27年10月 6日

環境影響評価準備書受理	平成28年 9月15日
住民意見の概要等受理	平成28年11月 4日
福島県知事意見受理	平成28年12月28日
環境大臣意見受理	平成29年 2月13日
経済産業大臣勧告	平成29年 2月27日

環境影響評価書受理	平成29年 5月 9日
経済産業大臣確定通知	平成29年 5月18日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松浦  
電話03-3501-1742（直通）